

堺障援第152号
令和2年4月13日

各指定生活介護事業所管理者様
各指定自立訓練事業所管理者様

堺市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う
居宅等における支援の取扱いについて（第2報）

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年3月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」が示され、令和2年3月19日付け堺障援第3608号において、生活介護事業及び自立訓練事業に係る居宅等における支援の取扱いについて、本市より通知したところですが、同通知の内容を下記のとおり変更することといたしますので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1 生活介護事業所、自立訓練事業所に係る居宅等における支援の取扱いについて

変更前

(3) (1) 及び (2) については、居宅等で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整え、利用者の居宅等を訪問し支援を行う旨を個別支援計画として位置づけた上で、できる限りのサービスを提供した場合は、報酬を算定してください。

変更後

(3) (1) 及び (2) については、居宅等で生活している利用者に対して、利用者の状況に応じ、訪問や電話連絡等を通じて直接支援や健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、報酬を算定してください。なお、支援の提供に係る具体的な内容を個別支援計画に位置づけ、実施した内容を記録してください。

※(1)、(2)及び2. 算定方法についての取扱いは、従前と同じとします。

[問合せ先]

堺市 健康福祉局 障害福祉部
障害者支援課 藤井、増田(有)
TEL : 072-228-7510
FAX : 072-228-8918